

第50回安曇野市都市計画審議会 会議概要

- 1 会議名..... 第50回安曇野市都市計画審議会.....
- 2 日時..... 令和4年9月29日 午後2時から午後3時21分.....
- 3 会場..... 安曇野市役所 3階 議会全員協議会室.....
- 4 出席者..... 柳澤吉保会長、栗原定美委員、降旗幸子委員、佐原悦司委員、  
増田英治委員、衛藤悦郎委員、峯村幸男委員、山根宏文委員、  
笠井明委員、中村今朝子委員、大竹啓正委員、宮下明博委員、  
藤本済委員代理：中村均建築課長、唐沢則夫委員.....
- 5 市側出席者..... 今吉都市建設部長  
横山課長、山田補佐、黒岩主査、城田主事【都市計画課】.....
- 6 公開・非公開の別..... 公開.....
- 7 傍聴人 0人..... 記者 0人.....
- 8 会議概要作成年月日..... 令和4年9月30日.....

協 議 事 項 等

- 1 会議の概要
  - 1) 開会
  - 2) 部長あいさつ、会長あいさつ
  - 3) 議事  
意見聴取 安曇野市土地利用基本計画の変更について  
経過報告 立地適正化計画 改定方針について
  - 4) その他  
次回開催の予定
  - 5) 閉会
- 2 議事の概要  
意見聴取 安曇野市土地利用基本計画の変更について  
  
○ 適正な土地利用条例の見直しは、5年に1度の令和7年に行われると理解しているが、基本計画については令和5年が見直しの年ということによいか。  
  
⇒ 見直しについては、施行が令和8年からで、議論や提案をするのは令和7年となる。今回も同じく、全体的な見直しとしては令和7年というスケジュールになっている。  
  
○ 基本計画の見直しも同じ年度で、それを今から議論していくという解釈か。  
  
⇒ 今回説明した部分を一部変更していきたいということである。  
  
○ 一部変更はできるのか。

⇒ 可能である。

○ 基本区域の変更も可能なのか。田園環境区域を田園居住区域に編入する変更などは5年に一度でなくても出来るのか。

⇒ 基本的には5年に1度で行いたいと考えている。条件的に今回の区域は限られた部分のため、今回の一部変更により統一していきたいと考えている。

○ 一部変更はあり得るということか。

⇒ 基本的には5年に1度の見直しだが、今回は県の都市計画審議会で行う建築基準法に基づく変更を県が行っている関係で、これだけを変更しても、土地利用基本計画の変更も行わないと容積率が変わらないということである。

県の手続きとの関係もあり、今回臨時的に行っている状況である。

基本計画の見直しは基本5年に1度であり、区域などの見直しも随時行うものではなく5年に1度となる。

○ 只今の質問について、基本区域については5年に1度の変更が基本ということである。県の建蔽率、容積率の変更があるとして、なぜこのタイミングで産業集積地への編入が必要なのかという事情を確認したかったのではないか。何かしらの事情があるのか。

⇒ 県が容積率を200%にするという事務手続きをしているところである。この変更をしなければ容積率の変更は出来ない。市としても、基本計画を変更しないと、県が手続きをしても実際には200%での施行が出来ない。

タイミングとしては北地区を造成する前に変更が出来れば良かったが、先程説明したとおり時間的に出来なかった。市としても、この場所は産業を集積する場所のため、後付けにはなるが将来を見越して、明確に産業を集積する場所であると位置付けしたいということで、このタイミングで変更をしたいということである。

○ 本来、今よりも早めの変更予定であったが、事情によりずれたため、今のタイミングで変更を行いたいということである。

○ 住民説明会を開催していると思うが、日程と、どのような意見が出たのか教えて欲しい。

⇒ 9月15日に説明会を開催している。地元の熊倉区と下飯田区に回覧を回して、9月15日に説明会を開催することを周知して開催した。

当日出た意見としては、県が事務を進めるタイミングと市が事務を進めるタイミングの手続きのスケジュール間について質問が出たのみで、その他は特に質問は出されなかった。

○ 周辺土地は写真を見る限り農地はないが、産業団地に指定された時のタイミングで周辺土地も含めて一緒に指定されなかったのか。なぜこのタイミングなのか。

⇒ 周辺土地については市が造成した産業団地ではなく、民間の事業者がそれぞれ事業を行った場所である。なぜこの場所を今回含めるのかということ、場所的に松本市の境にあり、

事業系の土地利用がされており、産業を振興する場所として最も適地であると私どもは考えている。

景観的に大きな影響もなく、既存の産業団地の事業者が拡張するときも現状に駐車場があるため、建物を建てるスペースがあるということである。市全体でも産業系の用地の確保が難しいということもあり、ここに産業系の用途として誘致していきたいとの考えもあるため、今回周辺土地についても産業集積地に含めたいと考えている。

- 地域未来投資促進法が今年度で切れるという話がでたが、市で造成した産業団地をもっと大がかりにやっておけば良かったと思うのだが、今後産業用地を増やしていく方法として地域未来投資促進法は使えないということか。農産法はあると思うが、それにも期限があると思う。これ以上拡張していく方法はあるのか。

⇒ 地域未来投資促進法だが、時限立法で期限がある計画だが、それが今年度までなのかということをお私たちでは確認できていない。ただし期限があるということで、これからの事業について地域未来投資促進法での事業はできないということは聞いている。

これに代わるものだと、農業産業法による手法があるが、これも都市計画サイドというより、市として、政策として選択していくことになると思う。今想定されるのはそのような手法になる。

- 委員の発言の中で、産業団地を拡張する手法として農業産業法が出てきたが、これを使うと産業団地を広げられるものなのか。

⇒ 農業に代わる雇用を維持することが主眼なので、そのような方法も考えられる。農地となると、農振法、農地法の対応をしていくには、そういった計画を作成して農産法を使うことが考えられる。

- 農業に関連しなくても産業団地等の拡張をすることができるということか。

⇒ 農地を別の用途に変えるときに使えるということである。

- 今回の対象となっているところは問題ないのか。

- 農地ではないため問題ない。

- その他にいかがでしょうか。特に反対意見等はないか。

意見聴取となっている。県からの意見聴取にも対応するものとなってくると思うがまとめると、多くは質問で、産業集積地への変更について、反対の意見はなかったということである。

質問では、「なぜこのタイミングなのか」や「対象地域の住民説明会で意見は無かったか」ということだが、これについて「タイミングについて」の質問があったということである。また、周辺土地利用について、景観上の問題、あるいは地域をまたぐ、交流していく境界であることを考慮して、周辺土地も含めているということである。

また、今回の対象地の議論ではないが、他にも産業集積地を増やす手法はないのかとの質問であった。

今回の産業集積地について特に反対意見は無く、タイミングと地域住民の意見等につい

ての質問が主であったということでもとめさせていただく。よろしいか。

○ よい

経過報告 立地適正化計画 改定方針について

○ 誘導区域というのは拠点区域か。私の認識としては、令和7年の見直し、5年に一度の見直しの範囲の中との理解でいたが、レッドゾーンは当然外さなくてはならないと思うが、5年が経たなくても見直し、拠点区域に入れる見直しもやろうと思えば可能なのか。

もしも見直しが、5年に一度という約束事でなく、今できるとすればそれも含めた形の見直しをしてほしいと思うが、それはただ外すだけの見直しで、新しく入れる見直しはどのように考えているのか。

⇒ 誘導区域については、足並みをそろえている部分はもちろんあるが、拠点市街区域をもっと厳密にいうと土地利用基本計画とは本質的な位置づけが異なっている。

条例に基づき拠点市街区域が設定されており、これは基本5年に一度の見直しである。それとほぼイコールにする形で立地適正化計画の誘導区域を設定しているが、例えば土地利用基本計画で検討の結果、拠点市街区域を少し広げていくという話になった場合には、後追いにはなるが、誘導区域も広がっていくことが考えられると思う。

○ 今回の見直しはレッドゾーンを外すだけの見直しということか。

⇒ そのとおりである。土地利用基本計画の改定が、今回はイレギュラーなもので産業集積地の指定というものがあつたが、前回の改正が令和3年、次が令和8年に設定している。条例的にも都市計画基礎調査や情勢の変化などの大きな変化があつた場合に、土地利用基本計画を改正していくと条例で謳われているが、それを踏まえて例えば都市計画基礎調査の結果、拠点市街区域を広げるのが適切だということであれば、それに向けた議論を当然していかななくてはならない。今回は土地利用基本区域の改定とは別のところで誘導区域の見直しを実施している状況である。

⇒ あくまでこの計画は、居住を誘導する目的で行っている区域設定なので、居住地域や、そのようなものを決めるということではなく、今決まっているものに対して居住誘導を削っていくということだが、実際にハザードマップ等を見たときに、浸水、災害リスクがあるようなところへの誘導は控えようということの中で決めていきたいということである。

土地利用の、そこに住宅が建てられるか、建てられないのかというのはまた別の議論になる。

○ 明科の拠点地域、水防の観点で、ポンプ排水により対応となっているが、どのくらいの能力があつて誰が管理するのかははっきりさせておく必要があると思う。また、同じように可動式ポンプがあるとのことだが、何基でどのくらいの能力なのかしっかりと答えられるようにしておかないといけない。前川についてだが、用排水、取水ゲートを開けてしまえば水は来るわけだから、確認すべきではないかと思う。

また、田沢の急傾斜の対策を県でやっているが、見込みという言葉は良くない。県でやっているのだから、建設事務所にしっかりと聞いて何年に完成するのか、それによって県

も対応するようになると思うので、はっきり記載すべきではないかと思う。

⇒ 明科のポンプについては、潮のポンプ場の位置の明示ができていなくて申し訳ない。次回の審議の資料として示したいと思う。可動式ポンプについても台数など確認して、別途作成する防災指針の中で明記していきたいと考えている。

田沢については、安曇野建設事務所に確認する中でこのようになったという状況はあるが、見込みという表現ではなく予定という表現になると思うが、表現の修正をさせていただく。

○ 被害をできるだけ抑えられるよう、明確な状態で区域の変更を行っていただきたいと思う。その他にいかがか。

事務局から議論いただきたい点が書かれているが、それに関連することで何かあるか。最終的に11月の所で、出来上がった素案を委員の皆様にご議論いただくのだが、その前に気づいた点等があったら発言いただきたいと思うがいかがか。

区域の見直しの所で、外す範囲の決め方は、どのようになっているのか。危険区域のみを外すのかその周辺も外すのか。

⇒ 周辺ではなく、レッド区域が指定されている箇所を外す。

○ 3mまでは垂直避難が可能ということで、それを超える場合でも近隣に垂直避難できる場所があれば、それで考慮するということだが、例えば、介護施設等があるようなところは、そのような施設に対する対応などを考えているのか。また、被災が起きるわけだが、避難を含めて対応する必要があるが、そのようなものの誘導は検討しないのか。

⇒ 介護施設、いわゆる特定施設と位置付けられているものについては、現状、今回説明をした浸水想定区域の中では存在しないことを確認している。

また、避難の周知については、今防災指針の中でどのように位置付けていくのか、或いはソフト面の充実は当然図っていかなくてはならないので、防災担当の危機管理課と調整をしながら、危機管理課の方でどういう取り組みを把握しているのか、ヒアリングをしながら立地適正化計画の中に具体的な取組の内容等を位置付けていきたいということで、まだ精査の途中である。申し訳ない。

○ 防災指針については、都市計画課だけで負うわけではなく、危機管理の部門と連携していくということである。その他いかがか。

○ 明科の木戸橋と会田川の間所だが、この浸水想定は恐らく犀川の浸水想定である。とすると、ポンプは内水に対する排水を想定していると思われる。要するに対象が違う気がするため、この辺はよく精査した方がよいと思う。

⇒ 承知した。

○ 何か他にお気づきの点等あれば、ご意見を言ってもらえれば事務局も助かると思う。

先ほど事務局からもお願いがあったが、お気づきの点等あれば、事務局の方に後日でも構わないので連絡していただければと思う。

⇒ 意見や質問は随時受け付けるのでよろしくお願いする。

○ よろしいか。いずれにしても11月に素案か。

⇒ 素案という形で示して意見をいただき、それを踏まえてパブリックコメントに進みたいと思う。

○ 今後はそのような予定となるので、資料等お目通しいただき気づいた点等、或いは出来上がったものに対しての意見の準備等していただけたらと思う。よろしくお願いする。

以上